主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人小畑実の上告理由第一点について。

所論は、原判決の肯認した第一審判決主文の表示が不明確であるというが、本件 (イ)(ロ)地は目録の記載によつて特定しており、従つて「(イ)地上の木造亜 鉛葺平家建店舗兼住宅及びバラック建物置」および「(ロ)地上の材木その他の物 件」という記載は、建坪とか材木等の数量とかの表示はなくても、これをもつて主 文明確を欠くものとすることはできない。

同第二点について。

所論は、原判決に経験法則違反があるというが、原判決挙示の証拠によればその 認定事実を肯認することができる。所論は、ひつきよう、証拠ことに甲第六号証の 価値に関する原審の判断を非難するに帰し、上告適法の理由として採用しえない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のと おり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	滕	田	八		郎
裁判官	池	田			克
裁判官	河	村	大		助
裁判官	奥	野	健		_
裁判官	Щ	田	作	之	助